

## 福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱

令和8年3月26日  
告示第45号

(趣旨)

第1条 この告示は、福智町（以下「本町」という。）の定住促進や人口流出の抑制及び地域の活性化を図るため、子育て世帯又はひとり親世帯が住宅を建設する事を目的に町内に位置する用地（行政界を跨ぐ土地を除く）に住宅を取得した場合に、予算の範囲内において交付する福智町定住促進助成事業奨励金（以下「奨励金」という。）について、福智町補助金交付規則（平成24年福智町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本町の住民基本台帳に登録し、当該住民登録地に継続して5年以上居住することをいう。
- (2) 子育て世帯 夫婦の年齢が合計80歳以下の世帯
- (3) 住宅 居住を目的として、孤立した基礎を有し、玄関、トイレ、台所、浴室及び居室を備えた建物をいう（ただし、併用住宅にあっては、居住部分の面積割合が2分の1以上とする。）。
- (4) 新築住宅建売住宅 新たに建設された住宅であって、建設工事の完了から1年以内で、かつ、建設後使用されたことのないものをいう。
- (5) 中古住宅 新築住宅建売住宅以外の住宅をいう。
- (6) 夫婦等 法律上又は実質的に婚姻関係にある1組の男女をいう。
- (7) ひとり親 配偶者のない者で、出生から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を扶養している者をいう。
- (8) 町内業者 代表者が本町の住民基本台帳に記載され、かつ、町内に事業所を有する個人事業主又は町内に本店を有する法人

(奨励金等)

第3条 奨励金の種類は次のとおりとする。

- (1) 住宅新築奨励金（新築建売購入）
- (2) 住宅新築町内業者利用加算奨励金
- (3) 中古物件購入奨励金

(奨励金交付対象者)

第4条 奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- (1) 交付申請時に合計年齢が80歳以下の夫婦のうちどちらか一方又はひとり親であって、町内の土地（行政界を跨ぐ土地を除く）を購入し、自ら居住する目的で住宅を新築又は購入した者
- (2) 新築又は購入した住宅の所在地に住民登録し居住していること。
- (3) 新築又は購入した住宅に継続して5年以上居住する意思があること。
- (4) 新築又は購入した住宅及びその敷地の登記簿上の所有権持分割合が2分の1以上であること。ただし、当該割合が2分の1の者が2人存在する場合は、いずれか一方のみとする。
- (5) 住宅を新築した場合はその敷地の前所有者が、住宅を購入した場合にあっては当

該住宅及びその敷地の前所有者が、3親等以内の親族でないこと。

- (6) 過去にこの奨励金の交付を受けたことがない世帯の世帯員であること。
- (7) 交付対象者及びその世帯の構成員に、町税及び住宅使用料等の滞納がないこと。
- (8) 交付対象者及びその世帯の構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者のいずれでもないこと。

（奨励金の交付額）

第5条 奨励金の交付額は、つぎのとりの限度額を定め交付する。

- (1) 住宅新築奨励金（新築建売購入） 100万円
- (2) 住宅新築町内業者利用加算奨励金 50万円
- (3) 中古物件購入奨励金 50万円又は当該物件の購入費用から土地代金を控除した額の2分の1の額のいずれか低い額（最大50万円）とし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者は、福智町定住促進助成事業奨励金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて入居日から1年以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 住宅の新築又は建売住宅、中古住宅の購入に係る契約書の写し（中古住宅の場合は、土地代金以外の費用が確認できるもの）
- (2) 建物に関する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（中古住宅を購入した場合は除く。）
- (3) 建物及び土地に関する登記事項証明書
- (4) 新築又は購入した住宅の位置図、平面図、全体写真
- (5) 町税等の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に取得したものに限る。）
- (6) 世帯員構成名簿（別紙1）
- (7) 同意書（別紙2）
- (8) 誓約書（別紙3）
- (9) 当該住宅が町内業者により施工又は販売された場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可若しくは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けた者であることを証明する写し（前条第2号に該当する場合に限る。）
- (10) その他町長が特に必要と認める書類等

（交付決定等）

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、居住実態を確認した上で交付金を交付することが適当と認めたときは、当該申請をした者（以下「交付申請者」という。）に対し、福智町定住促進助成事業交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 町長は、前項の審査の結果、当該申請が第4条に規定する条件に満たないと認めたときは、当該申請した者に対し、福智町定住促進助成事業不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（交付金の請求）

第8条 前条第1項の規定により交付金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）交付金の交付を請求する場合は、福智町定住促進助成事業奨励金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 交付金の交付決定の日から5年以内に交付金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、又は売却したとき。

(2) 交付金の交付決定の日から5年以内に交付金の対象となる住宅から交付決定者の世帯の構成員全員(交付申請時の構成員に限る。)が転出又は転居したとき。

2 前項の規定により交付金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付金の全部又は一部の返還を命ずる場合において、交付の決定を取り消し、返還を命ずる交付金の額は、当該交付決定の日から同項各号に該当することとなった日までの期間として次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1年以内 交付金の全額

(2) 1年を超え2年以内 交付金の100分の80に相当する額

(3) 2年を超え3年以内 交付金の100分の60に相当する額

(4) 3年を超え4年以内 交付金の100分の40に相当する額

(5) 4年を超え5年以内 交付金の100分の20に相当する額

3 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付金の交付決定を取り消し、交付金の交付を停止し、又は交付金の返還を命じることができる。

(1) 第4条各号のいずれかに該当しないことが判明したとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により交付金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

4 第1項又は前項の規定により交付金の交付の決定を取り消し、交付金の交付を停止し、又は交付金の返還を命じた場合において、交付決定者に損害が生じても、町長は、その賠償の責を負わない。

(交付喪失の届け)

第10条 交付決定者は、奨励金の交付資格を喪失したときは、速やかに福智町定住促進助成事業奨励金資格喪失届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の喪失届けが提出されたときは、福智町定住促進助成事業奨励金交付返還命令書(様式第6号)により通知するものとする

3 返還金の返還期限は返還命令書の通知日より30日以内とする。

(旧要綱に基づく返還義務の継続)

第11条 本要綱の施行前に交付された補助金について、(福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱(平成29年福智町要綱第19号)(以下「旧要綱」という。))に基づき返還義務が生じた場合、その返還義務は旧要綱の廃止及び本要綱施行後も引き続き適用され、補助金交付申請時の誓約に基づく返還義務の履行については、本要綱に基づく手続きに従って行われるものとする。

2 旧要綱に基づく返還義務について、返還期限や返還方法に変更が生じる場合、当該変更は返還義務者に通知されるものとし、その後の返還手続きは新要綱に基づく手続きに従うものとする。

3 旧要綱に基づく返還義務の履行に関する規定は、旧要綱の廃止及び新要綱の施行により終了するものではなく、引き続き履行されるべきものとし、返還義務者はその履行義務を負うものとする。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

福智町長 殿

申請者 電話番号  
住所  
氏名 印

福智町定住促進助成事業奨励金交付申請書

福智町定住促進助成事業奨励金交付金要綱第3条に規定する奨励金の交付を受けたいので、同要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1. 転入の年月日 年 月 日  
2. 建築完了又は購入の年月日 年 月 日  
3. 住宅等の状況

住宅所在地	福智町
取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 当該奨励金に類する他の補助金 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 新築建売購入 <input type="checkbox"/> 中古購入
町内業者による施工・販売	<input type="checkbox"/> 該当あり（業者名： ） <input type="checkbox"/> 該当無し

添付書類

- ① 住宅の新築又は購入に係る契約書の写し（中古住宅の場合は土地以外の費用が確認できるもの）
- ② 建物に関する建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済み書の写し（中古住宅を購入した場合は除く）
- ③ 建物土地に関する登記事項証明書
- ④ 新築又は購入した建物の位置図、平面図、全体写真
- ⑤ 町税等の滞納がない証明書（申請日前30日以内に取得したものに限り。）
- ⑥ 世帯員構成名簿（別紙1）
- ⑦ 同意書（別紙2）
- ⑧ 誓約書（別紙3）
- ⑨ 町内業者により施工又は販売された場合は建設業の許可若しくは宅地建物取引業法に基づく免許を受けたものであることを証明する書類及び代表者の住民票の写し

第 号  
年 月 日

殿

福智町長



福智町定住促進助成事業奨励金交付決定通知書

年 月 日つけ、貴殿より申請がありました福智町定住促進助成事業奨励金  
交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知  
します。

記

1. 取得住宅の所在地 福智町
2. 交付決定確定額 金 円

殿

福智町長

⑩

福智町定住促進助成事業奨励金否交付決定通知書

年 月 日つけ、貴殿より申請がありました福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱第7条第2項の規定により、下記のとおり交付できないことに決定しましたので、通知します。

記

1. 奨励金交付申請内容 住宅新築奨励金(新築建売)  
住宅新築町内業者利用加算奨励金  
中古物件購入奨励金
2. 申請住宅の所在地 福智町 番地
3. 交付できない内容 福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱第4条第1項第 号  
が該当しないため。

年 月 日

福 智 町 長 殿

申請者 住所

氏名 ㊟

福智町定住促進助成事業奨励金請求書

年 月 日付け、第 号で交付決定を受けた福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱に基づく奨励金について、同要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求内容及び金額

住宅新築奨励金(新築建売)	円
中古物件購入奨励金	円
町内業者利用加算奨励金	円
合 計	円

2 振込先（申請者本人名義の口座に限る）

金融機関名 (該当するものに ○を付けること。)	銀行 金庫 農協	本店 支店
口座種類	普通 ・ 当座 (どちらかに○を付けること。)	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

年 月 日

福智町長 殿

申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

福智町定住促進助成事業奨励金交付資格喪失届

年 月 日つけ 第 号で決定を受けた福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく奨励金について、下記のとおり資格を喪失したので、同要綱第9条により届け出ます。

記

1 資格喪失となる奨励金（該当するものにレを入れる）

- 住宅新築奨励金(新築建売)
- 住宅新築町内業者利用加算奨励金
- 中古物件購入奨励金

2 資格喪失理由（該当するものにレを入れる）

- 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたため
- 奨励金の対象となる住宅を、交付決定日から起算して5年以内に譲渡したため
- 奨励金の対象となる住宅を、交付決定日から起算して5年以内に取り壊したため
- 奨励金の交付決定日から起算して5年以内に町外に生活の本拠地を移したため
- その他（具体的に： \_\_\_\_\_ )



別紙1 (第6条関係)

世帯員構成名簿

氏名	続柄	現住所	生年月日	年齢
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日	

備考

※続柄については、申請者との間柄を記入してください。

年 月 日

福智町長 殿

申請者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

### 同 意 書

福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく交付金の交付決定に際し、要綱第 4 条の規定による交付対象条件への該当及び要綱第 9 条の規定による交付の取消し等を確認するため、申請者及び世帯員について、下記のことを町の担当職員が関係機関に照会し確認することに同意します。

また、要綱第 7 条第 1 項の規定による現地調査のため、担当職員が家屋内立入りをすることに同意します。

#### 記

- 1 交付申請時及び交付金交付後における世帯全員の住民票状況
- 2 市町村県民税・軽自動車税・固定資産税・国民健康保険税の納付状況
- 3 本町の完納証明書内容の納付状況
- 4 様式 4 で掲げる暴力団であるか否なかの確認（申請者及び世帯構成員全員）

年 月 日

福智町長 殿

申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

### 誓 約 書

私は、福智町定住促進助成事業奨励金交付金の交付申請にあたり、下記のことを遵守・履行し、不正に交付金を受給しないことを誓約いたします。

万一違反した場合は、不正に受給した交付金の全部又は一部を指定された期日までに返還することを併せて誓約いたします。

#### 記

- 1 交付金の交付決定の日から5年を超えて、現在の住所地に住民登録を行い当該住所生活を本拠地とすること。
- 2 本町に提出する書類の記載内容や交付金の受給資格に偽りがないこと。
- 3 万一交付決定の日から5年以内に交付金の対象となる住宅を取り壊し、貸与し、若しくは売却した場合又は世帯の構成員全員が転出若しくは転居した場合は、交付金の全部又は一部を直ちに返還すること。
- 4 申請者及び世帯構成員全員が、福智町定住促進助成事業奨励金交付要綱の第4条に掲げる暴力団員でないこと。

様式第1号 (第6条関係)  
様式第2号 (第7条関係)  
様式第3号 (第7条関係)  
様式第4号 (第8条関係)  
様式第5号 (第9条関係)  
様式第6号 (第10条関係)  
別紙1 (第6条関係)  
別紙2 (第6条関係)  
別紙3号 (第6条関係)